

議長／皆さん、おはようございます。

ただ今より、平成 26 年 11 月、武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 75 号議案、第 76 号議案の 2 件及び報告第 15 号を一括上程いたします。

日程第 1 会期の決定を議題と致します。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

山口昌宏議会運営委員長

山口昌宏議会運営委員長／おはようございます。

平成 26 年 11 月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、去る 10 月 30 日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1. 会期及び会期日程について、第 2. 付議事件の委員会付託の可否について、以上 2 項目でございます。

本臨時会において審議されます議案は、ただいま議長から上程になりました、条例議案 1 件 事件議案 1 件 報告 1 件であります。

このことについて協議いたしました結果、第 75 号、第 76 号の両議案は、所管の常任委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致をみました。

また、会期は、本日 4 日の 1 日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で、議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 4 日の 1 日間と決定いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 4 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 81 条の規定により、7 番 池田議員、10 番 上田議員、14 番 山崎議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3 市長の提案事項に関する説明を求めます。

樋渡市長

樋渡市長／おはようございます。

平成 26 年、11 月武雄市議会臨時会の開会にあたり、提案しました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回提案しています議案は条例議案 1 件、事件議案 1 件です。

まず条例議案、武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例につきましては、武雄北方インター工業団地の誘致促進のため用地取得補助額の、額の区分を見直すものであります。

次に事件事案、財産の取得についてにつきましては、ICT 教育を推進する環境を確実に整備すべく、本年の小学生に続き、来年 4 月に全中学生に導入する、ICT 関連機器設置整備費等、一式の購入について、武雄市議会の議決にふすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

こちらの 7 インチが小学生に配付したタブレットであります。

今般、議会のご期月を***して、中学生に配付するものについては、こちら、11 インチになります。

したがって、小学生のは小さいですので、こちらになりますが、中学生はより見やすく、よりいろんなことができるようにインチを大きく、7 インチから 10 インチにしております。このほか、専決処分について、ご報告をいたしております。

詳細につきましては、ご審議の際に補足させていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第 4 第 75 号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

友廣営業部理事

友廣営業部理事／皆さん、おはようございます。

第 75 議案武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

あわせて、議案参考資料の新旧対照条文の 1 ページ、議案資料の 1 ページ、武雄北方インター工業団地分譲用地図をご参照ください。

この議案については、武雄市北方インター工業団地の企業誘致の促進をはかるため、用地取得補助金の額の区分の改正をお願いするものであります。

当工業団地につきましては、平成 23 年 10 月に分譲を開始しておりますが、本年 10 月 1 日にコウゲンリース株式会社(?)へ、約 3 ヘクタールを売却し、10 月 15 日から株式会社コスモス薬品が物流センター建設に着工され、来年 7 月に創業を開始される予定であります。同工業団地につきましては、コウゲンリース(?)への売却後、2 区画、約 14 ヘクタールの工業用地が残っておりますが、今後できるだけ早期分譲をはかりたいと考え、条例第 9 条、用地取得補助金の区分を現在の 3 区分から進出を検討される企業様の用地購入の動機付けになるように、5 区分へ改正をお願いしております。

なお、施工日は交付の日としております。

以上簡単ではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

議長／第 75 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／2 点お伺いします。

これまで、武雄北方インター工業団地の開発に関して、財源が投入された金額がいくらになっているか。

もう 1 つは、そのため金融機関から、市中銀行から借り入れたその額と、この間の利息の支払いについて、そしてその計画についてお願いいたします。

議長／友廣営業部理事

友廣営業部理事／お答えを申し上げたいと思います。

全額起債で整備をしております。

起債につきましては、24 億程度の起債を書いております。

現在、今年のコスモス薬品に売却した金額を返済をいたしましたので、現在の起債額の残については、19 億 6000 万程度が残ということになっています。

以上です。

利息につきましては、約 8000 万ほどの利息をこの起用債の中に含んで記載をいたしております。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／総額が 6 億から 5 億に減ったということで、支出が減るのはあるんですが、細かく分けた動機付けはわかります。

それで、この12ヘクタールのほうは、8ヘクタールですね、売れた場合に、ちょっと5ヘクタール以下がB区画、C区画に残ると思う。

だから、その辺について結局、補助がないような格好が出てくるというふうに思うんですが、その点についてのご理解がある以下の(?)出てくる可能性も大きくなるので、そちらに対する考え方と、もう1点は、今営業に回られて、どの程度の成約にはならなくても、お話としてどの程度のヘクタールのほうが話があるのかが2点。

それと、この間はコウリンリッサン(?)ですかね、土地だけデベロッパーが買ったということで補助がなかったんだが、建物まで建てれば補助が出るのか、その3点です。

議長／友廣営業部理事

友廣営業部理事／お答えを申し上げたいと思います。

5ヘクタール以上ということについては、県と同一の事業でありまして、県のほうとしては、***一括して売却したいというふうな考えが当初からございました。

できるだけ、分割をしないようにということで話をしておりまして、コスモスさんが進出する場合についても分割しても5ヘクタール以上という考えがございましたので、補助金につきましての5ヘクタールを1つの基準といたしておりました。

いろんな話等がどうなっているのかは、検討へ何社かお話等もあっているようですが、具体的な話等はまだ決まっていないような状況でございます。

それから、土地だけリースした場合については、どうなのかということについては、これはできる限り事業していただく企業さんが雇用等を増やしていただくと。

その企業がその地域のそういう雇用に貢献していただくということを前提にした条例ですので、リースだけの***については、対象外というふうなことで前回の定例の議会の質問の場合もお答えしていると思います、以上です。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／土地の部分はわかった。

だから建物までたてて、浜松までいくときには、羽田にいくときには、共同の倉庫ですよ。

流通倉庫というのもの。

そういう建物を建てた場合にはどうなるか、お尋ねします。

議長／友廣営業部理事

友廣営業部理事／この条例につきましては、実際、事業をおこなう事業者に対する補助と

いうことで考えております。

以上です。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 75 号議案武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例について反対の討論を申し上げます。

この条例は用地取得補助金の区分を 3 段階から 5 段階へと見直すわけであります。

これまで 5 ヘクタール以上から 10 ヘクタール未満を 1 億円。

10 ヘクタール以上を 3 億円。

全部を取得した場合、6 億円ということの条例でありましたが、これを 5 段階に区分し、1 ～ 5 段階として、14 ヘクタール以上を取得した場合、5 億円としましたが、この間、経過を条例施行後、経過 4 年以上経過しているが、これまで該当がありませんでした。

これまで用地開発に用地代、および、土地代を坪単価 4 万 6000 円での売買ということであります。

その開発に対して、市中銀行からの借り入れの利息は一般財源で充当と言われていました。

このまま経緯をするとますます利息がかさむのではありませんか。

さらに用地取得補助金はその上に、二重の一般財源投入になるのではありませんか。

私はこの間の経過を経る中で全国的に見ても、こうした制度はありません。

私は働く場をという市民の思いはありますけれども、企業の自主努力を求めるものでありまして、この制度は廃止するべきだと考え反対の討論にかえるものであります。

議長／3 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

第 75 号議案について賛成の立場で討論させていただきます。

議案の説明にも提案理由にもありましたように、この理由というのはまず前回***に 3ヘクタールほど売却が済んだと。

あと、残りの 2 せき(?)についても、なるべく一括して、売ろうとしては一括して売るのが理想だが、現在の経済情勢ではやはり買う側の立場では、なるべく一括というのはなかなか実現、そういう大きな案件というのは見つかりにくい状況である。

そういう中でなるべく企業側の立場にたって使いやすい制度にする。

そして、早く使いやすい制度にして、はやく売って、企業を誘致して雇用を増やして、最終的には武雄市の活性化に繋げていく、そういう狙いを持っています。

この補助金についてもそれを払うだけの雇用が生まれればそれ以上のメリットが武雄市にあるというのが前提になっているので、補助金額を取り上げて、自主努力がどうのこうのというのは、武雄市が活性化するためにどういう制度が必要かという観点で考え、議案は賛成すべきと考えます。

議案挙手の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより、第 75 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、第 75 号議案は、原案のとおり、可決されました。

日程第 5 第 76 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

溝上教育部長

溝上教育部長／おはようございます。

第 76 号議案、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

議案書の 2 ページをご覧ください。

あわせて、議案資料 2 ページから 5 ページの仮契約書写しをご参照お願いします。

今回取得いたします、財産につきましては、来年 4 月、市内全中学生に導入いたします、ICT 関連機器および、設置整備費一式でございます。

内訳については、タブレット端末 1550 台、サーバ整備費 5 校分、学習支援システム 5 校分の整備にかかるものです。

取得の価格は、9570 万 8736 円、取得の相手方については株式会社エディオスでございます。

今回取得する機器の選定につきましては、昨年の 9 月、東洋大学の松原教授を座長といたします。

武雄市 ICT 教育推進協議会から出されました、最終答申にしたがいまして、市内の小中学校の先生、保護者、あるいは ICT 有識者等で構成される、武雄市小中学校タブレット端末選定委員会において検討がなされ、中学でのスマイル学習等に十分対応できる、小学校と同等のタブレット端末、および学習支援システムを選定されたものであります。

選定理由といたしましては、まず 1 点目、小中学校で一貫したタブレット端末やシステムを活用することにより、武雄市が目指しております、ICT 教育が円滑に実施でき、さらにスマイル学習の効果も高まることが期待できます。

2 点目、小学校と同一事業者にて導入することで、トラブル対応の管理面での優位性。機器等の保守面で、コストダウンが。

さらに小学校の導入実績があり、納入期間の短縮や、スムーズなシステムが期待ができ、学校現場の要望に応えることができる。

以上のような理由から、選定委員会では、システムを選定され、教育委員会に答申をされたものです。

なお、タブレット端末の機器については、アンドロイド 4.4 搭載の、画面サイズは 10.1 インチ(?)であります。

学習支援システム、サーバーにつきましては、小学校でも導入している c-Learning 等であります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 76 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／画面が大きくなったということですが、学習の内容としては、同じようなことをするような、今お話しだったんですが、科目的にも小学生と変わらないような格好になっているのか。

それと、例えばカバーの色は以前は黄色でないと、ほかの色に変えられないとおっしゃっていましたが、小さいところであれば、そういう問題です。

それと、ソフトの作成ですかね。

今、各学校が受け持って、つくられていると。

いろいろ私が見たところ、そこの先生の考え方でバラバラといったらいかんが、各々のやり方でやる。

ものによっては、単に絵で描いたやつをパソコンですてあげるだけということで、それを見たら、ベネッセとかそういうソフトのほうはまだいいような感じも受けたりもしますが、その辺のソフト作成についてもどういうふうになっていくのか、その辺について伺います。

議長／樋渡市長

樋渡市長／お答えします。

これは当該議案とは一切関係がありませんので、また、さまざまな委員会であつたり、そういういったところで、適宜適切にご回答したいと思います。

これは一切関係ないと思います。

議長／あくまでも、契約案件が主でございますので、内容については、補正予算の公務段階(?)でも質疑をお願いをしておりましたので、そこら辺をご理解いただいて。

溝上教育部長は、なにかありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

8 番 石丸議員

石丸議員／今説明を受けましたが、小中の…。

連携をスムーズにということで、これにしたということですが、答申を受けて、そして随意契約をしたということで理解でよろしいですか。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／選定委員会のほうから、教育委員会のほうに答申がございまして、それを最大限尊重いたしまして、そういう形を予定しております。

議長／8 番 石丸議員

石丸議員／初歩的な質問ですが、ICT を利用した学習ということで、一般には e ラーニングというのがあります。

私も詳しくはわかりませんが、そこら辺の e ラーニングと c ラーニングの違いがご説明でき

ればお願いします。

議長／答弁できますか。

溝上教育部長

溝上教育部長／きょうお願いしています、議案の内容と若干違うと思いますが、c ラーニングというのは、先生と生徒とのやりとりを含んだところのシステムで、若干の学習支援も入っています。

e ラーニングは実際のドリル機能とか、直接的な学習支援のシステムであります。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 76 号議案、財産の取得について、反対の討論を申し上げます。

来年 4 月から市内高校、中学校でのタブレット端末、1550 台。

サーバ及び学習支援システムへの 9570 万 8736 円の契約であります。

この ICT 関連機器、設置整備費等一式は武雄市が進めている反転授業の導入のためであります、この導入にあたって、今年の 2 月 4 日の臨時市議会でも小学校導入のために同様の契約案件であり、契約先も一緒であります。

その臨時市議会の中で、私はこの契約にあたりまして、2 点について、反対の理由を申し上げます。

第一にこの反転授業導入が市長独断専行であり、第 2 に保護者や教育関係者の戸惑いや不安が解消されることなく、進められています。

このタブレット導入の目的が昨年設置された教育観の表明にあるように、学力日本一を目指すものとしている。

明らかに教育に競争原理(?)を持ち込むものであり、教育の目的である信託(?)の完成を目指すことであり、この趣旨に***ないものとします。

私はこの取り組みでなく、行き届いた教育を進めるために、私は1クラス40人を35人、そして30人学級にするための予算措置こそするべきものであると考えます。

私はこの議案に反対の討論を申し上げる次第であります。

議長／静かに。

4番 山口 等議員

静かに。

山口等議員／第76号議案、財産の取得について賛成の立場から討論をさせていただきます。

武雄市がこれから目指す、ICT活用をした教育においては、この学習支援システム、この整備は欠かすことのできない絶対に必要な整備と考えます。

よって賛成の討論といたします。

議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／残念ながら反対の立場です。

ITC教育に期待を寄せております。

いわれたように、お金のない人も手に入れられるという、そういう環境を手に入れられて、利用できると、それが大いに教育にも理解にも役立てばいいなと思っております。

それで小学校が実験的にというか、導入されました。

それはいろいろ最初だから不備があるとか、なんとかであると思うんですが、今度の中学校に至っては私は高校のほうを見て、小学校のよりも高校を見て、もう一段高いレベルの内容があつてほしかったなと思っています。

その中で何社かあつて、この会社はこういういいところがあると、この会社はこういういいところがあると、それをどうするかというような格好ですれば、今の小学生の内容よりももっといいようになるんじゃないかと考えております。

それで私が少数反対したからどうなるとか、全体的な動きが変わるわけではありませんが、それは結論をもってみなきゃわからないですけど、私としては随意契約ではなくて、***を各社のプレゼンテーションを見て、その中でいいのを選んでほしかったということで、これについては本意ではないということで、反対の意見を述べさせていただきます。

議長／ちょっと待ってください。

先ほどの宮本議員の討論の中で不適切な発言であつたと思います。

あのね、賛成反対の討論をするのは自分の考えに協力してくださいという意味で討論する

わけですので、そういった発言は厳に(?)慎むようにお願いします。

20 番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で討論いたします。

締結自体には問題がないと思います。

運用に関していくつかありましたけども、今武雄市がこうやって先に始めて、全国の、例えば佐賀県もすでに追従している、よその県、よその自治体を見ても追従している。

じゃあ、なんで追従している。

追従って言う言葉はおかしいかもしれませんが、やっぱりこれは効果があるんだという事で全国に広がっている。

その先をつけたのは、武雄市であります。

今回は小学校から中学校、中学校は先ほど説明でもありましたように、大きい画面でよりきめ細やかに。

運営の面に関しては、先ほど宮本議員さんこういうことがあったらいいと言われましたけども、それはまた運営のほうは運営できちんと全て対応されていかれると思います。

そういう中で、その前に江原議員さんが反対されましたけども、反対討論の中で 35 人から 30 人に下げるほうの…40 人を下げるほうのほうに予算を使いたいということなんです、武雄市に限ったことじゃないですね。

当然かも知れませんが全国に限ったことなので、これは武雄市の議会ですから、武雄市の今現状を見ると、じゃあ 40 人以上学級がどれくらいあるか。

そういうことも鑑みてみるとそれに予算をやるよりも、こうやって全国がこれはいいいという事でやられている、このタブレットの締結にはなんの問題もないし、これからも逆に進めていただきたいと思います。

例えばこれは個人的ですが私の隣の武内町でこうやって進められています。

私同級生もいっぱいいます。

いろいろ話も聞きます。

やはり子どもはそういうことをやると、ものすごく目を輝かせてやっている。

もちろん心配されている父兄もいらっしゃいました。

いらっしゃいましたが実際始まってみると、やっぱりそういうことでこれはいいいんだという事で、広がってきております。

中学校もそのまま同様のことになる、確信しております。

これから教育に関してはものすごくいろいろなことが全国で起きると思いますし、この武雄市は先陣をつけております。

実際効果も上がっております。

そういう中でこの締結は必ず必要なものでありますし、反対するのがちょっとどうかなと思います。

ぜひ皆さん方、これからの武雄市の子どものために、賛成をお願いしたく討論といたします。

よろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 76 号議案は、原案のとおり、可決されました。

日程第 6 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

森まちづくり部長

森まちづくり部長／報告第 15 号、専決処分の報告について、不足説明を申し上げたいと思います。

議案書の 3 ページでございます。

この件につきましては、武雄市衛生処理センターの施設内での事故に対する損害賠償について、平成 26 年 9 月 22 日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、平成 26 年 8 月 13 日、午前 9 時頃に武雄市衛生処理センターにおいて、受け入れ室の自動ドアセンサーの不具合により、通過中の有限会社武雄衛生の*** 処理運搬車を自動ドアで挟みこんで運搬車の右後輪フェンダーを傷つけたものでございます。

損害賠償の金額につきましては運搬車修理代、9 万 180 円でございます。

なおこの賠償額につきましては、全国町村会総合補償保険で対応しているところであります。

今後このようなことがないよう、施設管理に努めたいと存じます。

以上報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長／報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／誤作動による、フェンダーの破損ということで、たいしたことないと思うんですが、次にあったらいかんもんで、その主な原因と対策についてお聞きします。

議長／森まちづくり部長

森まちづくり部長／自動ドアのセンサーが感知するものが不具合が生じたということで、通過するときには、自動ドアが2面になっておりまして、1面ずつ開くようになってますけども、その分が誤作動して通過中にあたったというふうなことになるっておりまして、すぐ早急に修理をし、対応してるところでございます。

議長／20 番 牟田議員

牟田議員／役所というのは、いろんな面で、保守点検料をいっぱい払っていますね。

エレベーター、エスカレーター。

エスカレーターはないですが、いろんなところでやっています。

そういうので保守点検というのをそれをやってなかったら、もし保守点検をやっていたら、その保守点検をやってる会社がきちんと補償しなきゃいけないんじゃないかと。

先ほどおっしゃった、市町村いつもいろんな事故の中でいわれるんですけども、市町村組合のやつで、いつも払った払ったと言われるんですけども。

実際そうやって、本当に払わないといけないのは、それで払わないといけないでしょうけども、きちんと保守点検している項目がありまして、保守点検料は何のために払っているのかということ、そういうのはいいと思うんですよ。

ただ今回やってるかどうかわからないので、もしやっている、やっていないかだけお願いします。

もしやっていたら、そっちのほうにも請求すべきじゃないかと思います。

以上です。

議長／答弁ありますか。

森まちづくり部長

森まちづくり部長／議員さんおっしゃられるように、そこ精査をしまして、もしそういうことであれば、今後指導をしながら、対応していきたいと思っております。

議長／質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 11 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

／決算の一般会計については、予定通り 10 時から行いますので、よろしくお願いいたします。